

◆ 1975年10月29日 第3種郵便物認可・毎日1回20日発行 ◆

# 関西労災恥業病 No.23

関西労働者安全センター

1976.3.20発行

大阪市淀川区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

60円

06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742

主張

深刻な経済危機の中  
で、独占資本は今年3月には「貸上げゼロ、  
首切りも」の方針を打ち出した。  
76春斗は独占資本と  
の斗争を抜きには一步も進まない状況にある。  
債上げ斗争を取  
ても大阪春斗共斗委は全金南大阪の斗争によつて、日経連の出したハイドライ  
ンを突破して関経協に3万円の債上げの必要を認めさせた。

これは、日常の職場斗争で鍛えあげられ、地域英斗の中で労働者階級の連帯の思想を高め、更に政治情勢の判斷を正しく踏える事のできる労働者こそが、我々はなれており、  
独占資本と対決できる事を教えている。我々はなれており、  
取り斗争ではなく災害源除去の斗争として位置づけ、斗争の主体の形成を重点に活動しつづけられてきた。

：地域職場から政府独占に鉄槌を：  
許すな！

76春斗の中で、独占資本は労災保険法の改悪を行い、被災労働者の首切を考えている。こうした情勢の中で、一人の労働者の認定は争も取り斗争と位置づけるだけでは勝てない。労災認定斗争や企業内保障斗争を反動化しつづく労働力政策

策への斗争として位置づけよう。そうする事により今までの労災認定斗争、職場斗争がきて初めて政治的である事を知るであろう。

即ち夏の労災賃病の解決とは、資本の関係から労働者階級を解放することであり、その基礎資本家との権力はいかに村に応し、階級的に労働者の斗争を鎮えあげた階級思想と政治意識こそが、資本の階級的対応である。反動立法阻止の力となり、労働者階級の勝利への一步につながる事

## 特 集

# 特集

## 官公労の 労災斗争(1)

公劉云周·共無垂波·之多二連韻

鐵道局調路線

驅場一燃やせ反對の如

スト権斗争においてもみられたように、官公労の現場労働者はたくましい斗争のエネルギーをもつてゐる。したし、日常斗争では、労災斗争をとつても、巨大組織のひず々しさ、技術とくちびつに複雑な認定補償問題の中でも雇用者責任の追及も

まるはらず、そのエネルギーが充  
分發揮できない場合が多い。  
そういういた困難の中につつて  
現場労働者はどんな日常斗争を行  
ってそのワクをつき破ろうとして  
いるのだろうか。今号はその官公  
労の日常労災斗争の特集です。

フターの協力をえた中  
郵支部青年部調査によ  
りようやく明らかにさ  
れ、斗いはさらに一年  
遅れた49年三月の青年  
部安全斗争としてスタ  
ートした。調査は腰痛  
に関するもので、8割  
が何らかの自覚症状を

もつて、いることを明らかにし、安全斗争は資源除去を中心とした職場全般の改善要求と作業密度に対する努力規制斗争として始められた。

したしこの最初の斗争は、職場斗争が、48年年斗に対する大量職斗処分に有効に反撃しえないまま後退してゆくという局面にあつた。うえ、結局は青年部のサボやないなという職人気質を、何政実力規制をやらなければなんとかいう方向へ指導しきれず、前進の困難さだけが明らかになつてしまつた。4月以後、罹病者が前面に立ち、罹病者会議としての活動がスタートしたが、ひしろ職場の反感が、前面に立つた罹病者個人に集中する一方だつた。

特 集

### 駆人最強の制服を

そこで何よりも必要とされたのは職場毎に組合としての指導方針だ。だが、実はその欠陥こそ職場の反感と同じところに根をもつていることが明らかになつた。これほど腰痛が多發していながら、活動家すら自分が腰痛なるかを知り、自分の認定に直面して初めて認定の意義を考え、手続を知る、忙騒だった。

二年まで職場で公災認定といえは、作業中の労災について当局が行う事務的処理以外のものではなく、被災者と原因に対する当局責と原因に対する当局責任追及や原因除去要來

は皆無に等しかった。また郵政の場合、認定されるにしても治療費・休業費は共済で支給されるために、長期休業を除くため、長期間休業を除く一組合員自身もゼンの問題としては認定に問題を持ちにくく、条件があつた。そしてこれらの職場異感の症には、合理化の着実な進行があつた。合理化は一方でケイワク・過労性腰痛といつて新しいタイプの職業病を急増させ他方で作業単純化による職人気質の基盤があり、職人は仕事の組織は仕事が一人前にでき、仕事は仕事。組合は組合員の熟練度を崩していったにもかかわらず、うちは初めてものを言え」と

いづれも、旧来の職人気質は温存されてきた。腰痛が労使をこえた本人の健康の問題だと考えられ、作業軽減を訴える罹病者が半人前のかせになってしまいだといわれに、運が悪かつたという同情めいに一言だけが言ひれ、本人のためにと、言って被災者を配転によつて職場から排除することとで職場の平穀を保つてきた事実は、罹病者が俺は腰痛だと公言し、組合が罹病者を守りきるだけではなく組合として災害源除去の斗争を推進していく事は同時に職人気質を克服していく過程であることを示している。

内閣(2月22日)、(全通票額半數・全電  
力大怒中斷・國安大  
破保線示・隔離示  
示・隔離示(2月16日)  
半邊保線示古應示  
示(2月17日)  
總理(2月21日)  
陸英子・國際化理化  
示・(2月22日)  
王金子總示  
總理示(2月23日)  
社會主義思想の確立  
示(2月24日)  
總理示(2月26日)  
化學の專門一體  
示(2月27日)  
國大行會總理・總  
務示(2月28日)

マル生支連、内製御  
用集団である施設へ全  
国施設行組合一との  
激烈な争いの中心に  
あつて今後も提起し、開  
始した「じん肺斗争」

# 災害源除去と 補償斗争の統一を

國労新幹線支部保線所分会

は、国鉄当局、自民党  
政府による動搖と打  
撃を与えるとしてい  
る。

S44年9月・10日に  
京都・文庫労基局とし  
て新幹線保線作業に対  
し、じん肺活動を止め  
る。4月に青竹省として  
5Km以上の長大トニ  
ケルにおけるマルタ  
イ作業・バласт散布  
作業についてじん肺活  
動を認めさせた。

現在、難らう健診

部・安全センターが協  
力して作業形態と過労  
性腰痛の関係について  
オルグを進めてきた。  
そして50年年末以降、  
罹病者が作業輕減され  
るが、ただシワヨセさ  
れるのはかなはれんとい  
う不満が、職場全員に  
よる作業密度の実力規  
制の方向へ動き始めた。  
また、この春斗では認  
定申請が、職場で管理

者に災害源は毎日の仕  
事だと認めさせる斗い  
ていて準備が進められ  
ている。

小包分会の斗いをさ  
らに推し進め、その困  
難さと、罹病者・職場  
香が先頭に立ちきらな  
ければならない点を教  
訓として、全支部的な斗  
いとしてゆくべくな  
べています。

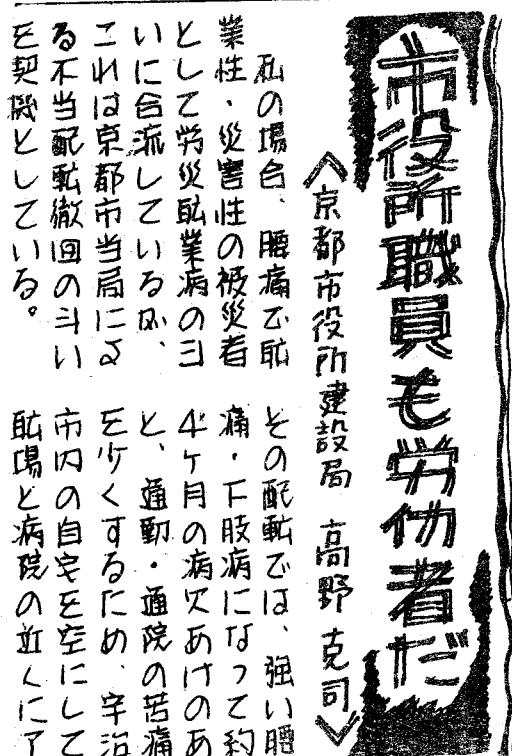
## 三：じん肺法の適用をめぐる

丸田耳間に渡る「じ  
ん肺斗争」は、「専門  
には専門力は克々こど  
り生命までも走つては  
い。」我々の職場から  
一人のじん肺患者も出  
来る」という専門者階  
級の説を口に当かり  
いとして、国鉄当局の  
「保守・安全管理の合  
理化、運輸政策」に対する  
抗議する斗りを展開し  
てきました。

しかし職場実態は、  
じん肺法を適用したに  
もかからず、粒じん  
量は増加の傾向を示し、  
現状である。その上特  
別健診に依つて判明し  
た被疑者の人達に対し  
ては、仕事を与えず巧  
妙な手口で組合員との  
行動攻撃をかけている。  
又、運動内部の問題  
として言えることは難  
い。しかし犠牲者を出し、  
当局に完全に支持され  
る組合脱退へ今は我々の  
運動に理解を示してい  
る。

を施行しているか、先述の二つから組合員は行会に付し、難聴健診は受けているのか、難らうよりと判明しに時はどうしてくるのかとせまつございます。

## 被災者と組合の 分断である当局

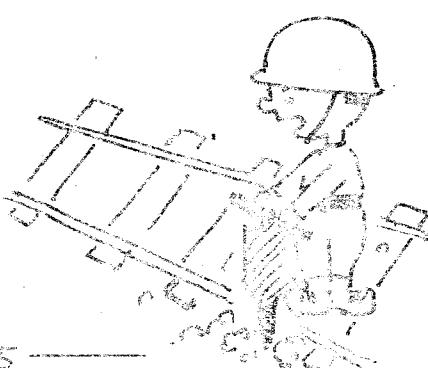


被災者の発生した時の補償問題も、今更のことではない。特に、反面思者・被疑りあり、資本当局への正當な抗議であることをいふべきである。この件は、労災職業病の原則であり、反面思者・被疑りあり、資本当局への正當な抗議であることをいふべきである。

③公傷認定をするのは、加害者である当局、等、非常に馬鹿げに話がある。何は、災害源除去のヨウイと平行し、補償のヨウイを運用せよから脚踏していこうと決意をしています。何分、本社・本部における協約を改正するという手がありあるが、最後に分合は、76年三月、スト返のヨウイには、まず自らの生命を守るという一歩初めに、災害・職業病斗争区間であります。

## 市役所職員も労働者だ 公傷認定

最後に分合は、76年三月、スト返のヨウイには、まず自らの生命を守るという一歩初めに、災害・職業病斗争区間であります。



何にヨウイにあつて勝利への展望を切り開くものであると確信している。

ます職場における当局に対する、あたり前の曾求としてつきつけ乙三つていくフヒリである。

が公傷にならない。

ます職場における当局

何にヨウイにあつて勝利への展望を切り開くものであると確信している。

ヒニロ内示をうけ  
こめるといじいもので、  
石京区梅津の建設管理  
室へ、自己から片道2  
時間かかるし、仕事も  
コニクリートやアスブ  
ルトの品質検査で、中  
腰での重量物の運搬や  
前屈筋勢の継続などを  
強制されるものであつ  
て。

これでは若る病気も  
治うないし、再度アボ  
ートを惜り直さなければ  
ならぬにため配転拒  
否斗争にはいり、13日  
間にわたり35名によ  
る局長前座り込みを  
含む一連日交渉を重ね  
た。

しかし、当局は配転  
の説明を認めつつも居  
直り、通勤距離につい  
ては考慮の余地はない  
が、就労に当つては身  
体の状態を配慮すると  
回答し併せて文書、災  
者や「病弱者」「高

に見る处分通告を出し  
てくるに及んでやむな  
くヨイを市人團香賀合

## 被災者・高令者をよみがえる当局・市職員

ここで市職員のこの  
ヨイに対する対応であ  
るが、私ども従来から、  
市職員の「労使協調  
路線や、建設支部の手  
配師的性格を批判して  
きに「いきつてから  
「不當配転ではな  
い、自己から通勤でき  
ない」ということは仰けん  
とに、この不当配転に  
居直りを許してしまひ  
「病弱者追放」のレーリ  
ルを走らせにことにつ  
いて、全体的な総括如  
きで、改めて医師や労働力  
のオルタの方々の助言  
の中で全体的な検討を  
行い、「病災害認定請  
求を行つて」。

そして、腰痛の原因  
としこは、17才の時受け  
た打撲傷ヒ、筋肉か  
らくる腰部の負担によ  
る腰痛の原因としこは、  
腰痛の問題を「労災」。  
職業病の規定からヒラ  
ヒラシ、当局に使用者  
によるものであり、ま  
た、腰痛を回復させる基盤  
をもつとして、休業と

## こんな身体にした のは誰だ！

その一つの視覚とし  
て、やはり当の主体外  
の破壊が進行していく  
ところへ、49.1.30.  
作業現場へ行く途中、  
墨跡で自転車が転倒し、  
不自然な振動が加わり、  
て現在の発症に至つて  
いるものがあり、まあ  
健康を回復させる基盤  
をもつとして、休業と

経済的補償を獲得する  
ことをオーナー的にす  
ることあるとの旨説を得  
た。

## 特集

### ゆめいした 持病の意識

むらろん、この配転  
拒否のヨリで立てに当  
初の二つの要求が設け  
てあるとは言いきりな  
いし、それには市役所内  
の被災労働者の「そ  
后」や、現在のところ  
認定の対象となはない  
「病弱者」に対して、  
使用者の労働安全衛生  
責任区画の内容だと思  
うからである。

私は、竹オのヒキ打撲  
傷を受け、2~3年腰  
痛・下肢痛を苦しんだ  
ことがあります。またその  
后も、製団や職場作業  
等の筋筋の中でも、しば  
しば一過性の腰痛を経  
験していにこびりらへ  
もつとも多めに、とく  
軽症だつたが、どう  
しても持病意識のよう  
なものがあつて、自動  
車を衝突した直後の発  
症でさえ、「古傷剥出  
できに」と思うほど根  
深いEのがつた。

また、何人もかか  
に医師も、はつきり原  
因をつかめず、「大し  
にこではない、普通の  
生活をしていけば自然  
に治る」というだけであ  
り、自分としの、普通  
に腰痛経験に対する妙な  
感覚もあつて、「新労  
働法」などにとく失  
敗は十分反省しなければ  
ならない。この奥を  
ふりかえると、かつて  
の破壊」という認識を

もこぼりりますましそ  
しまつたへ一市、転倒  
事故につりこ自身者風  
事例にといひヒルニ  
ほりつてこひく一番  
モカツてあると  
大きな反者臭であると  
思ふ。

むらろん、当局側の  
労災に対する知識の無  
知以上に悪いのであり、  
今后はその責任をも含  
めて三つくりくつもり  
である。

### 市役所と民間はまくまくうがうのみ

以上が配転から職  
場労災・職業病の三  
つの経過であるが、最  
後に一つだけ、かつて  
の自分をも含め、市  
役所労働者の労災・職  
業病への「見分け」のよ  
うなものにふれこおき  
にい。

市役所内の腰痛経験  
者の話をきいて回つて  
いるが、交通事故など  
のはつきりしたもののは  
別として、技術屋や事  
務係現業の一部によ  
り、年休や病欠とリラク  
ーションの二点で

さや、最低限の認定基  
準を盾にとつて、私の  
「気分」に便乗して、  
「労災の」の事を言わせ  
たりに末端取引が、そ  
もカツてこひく一番  
モカツてあると  
大きな反者臭であると  
思ふ。

市役所と民間はまくまくうがうのみ

あるようだ。

実際のところは、職種間の差はとても大きく、「官民格差」などはありえないと思うのだが、こういったへき分一気に保母やキー、ニチヤーの職業病斗争は全体の

「官民格差」などはありえないと思うのだが、こういったへき分一気に保母やキー、ニチヤーの職業病斗争は全体の

ものにはうす全面敗北していってことや、また而職労をして不幸を呼んでいたりのことはないか。  
「地方財政危機」による

## 近代的労使関係路線を突破し 転場斗争の強化を

へ全電通 大阪中電分会

電々公社には、現在三〇〇〇名と二える頭肩腕患者が電話交換職を中心大量に発生している。この職業病の急激でしかも大量発生したその背景は電々合理化と無関係ではないことをはっきりと示している。即ち、電々合理化は

朝鮮戦争をつうじて本格的な立ち直りをみせた昭和三十年代から四十年代にかけて逆行された世界に例をみない急進的な経済政策を補完するものであつた。オーナー次からオ五次にかけて強行された合理化計画は、電報の自動

中継化にはじまり電話の即時化と利益追求、労働者無視、機械優先を徹底したものである。だから電々公社における職業病も、強引な高度成長政策の結果噴出した石油コンビナートの爆発、公害ゼンソク、流れ汚染などと全く同一のものである。これらは六〇年代後半から七〇年代になけて全般的に表面化して日本資本主義の矛盾を露呈したものである。

の世論の總反撃や、労働運動での民間依存の厂辺、階級的には权力の側にいる立場など、恣じ乙、公務員劳动者の階級的意義というものが、十分な検討に入らなければならぬだろう。いるのではなく、どうか。

## 事前協議制の破産

この矛盾として多発した職業病に対して全電通各組は従来からの路線である「技術の進歩は拒否できない。事

前協議の段階で労働者の立場から要求を解決しよう」という路線ではもはや対応できないことを見た。

しかし、その方針に沿るや発生結果に対する治療と補償という観点に重点がおかれられたものであり、公社の労務管理面も含めた合理化総体に対決を迫るものでは決してなかった。

## 公社・政府の御用機関・通信病院

このような治療に重

## 特集

をぶいた方針を先取りしに形で公社は関東通信病院を中心とした大型プロジェクトチームを編成し、攻撃を及けてきた。プロジェクトチームが行つた内容は、発生場所を調査するという名のもとに、眞の発生原因を個人の体質・性格にすりかえ解してしかなかった。この権威を利用してだされたプロジェクトチームの許した回答は、五〇年二月にだされた基発59号と全く同じ思想のもので、反労働者的な基準づくりに味方したものである。

我々は発生源の除去を基本としながら、業災認定を、職業病を発生させた経営責任の追究・合理化そのものにメスをいれていくためとして位置づけ、取組んできた。しかし、業災認定権が民間のようになり、公社にあるのでなく、公社通信局にあるため、斗争への大きなネットに嵌りこむことによっている。どうのめらかに、自ら強行した合理的な結果、大量の職業病が発生したこと自ら否定的に認定せざるを得ないため大きな障害となつてゐる。それも、この審査委員会は労働者の意見

を基本としながら、業災認定を、職業病を発生させた経営責任の追究・合理化そのものにメスをいれていくためとして位置づけ、取組んできた。しかし、業災認定権

## 必要な地域的結合

同時に職場争議を止めようとする近代的労使関係の運動を突破し戦闘的な労働運動を確立しなければならない。資本は、本人の治療のためと罹患者を職場に封殺しようとしてくため、又あらゆる企業は、自ら強行した合理的な結果、大量の職業病が発生したことを自己否定的に認定せざるを得ないため大きな障害となつてゐる。一般的な職場改善の運動に流れてしまうことは、そのことは、同時に

患者と健康者を差別断されることになり、絶対に許せないものである。又あらゆる企業は、自ら強行した合理的な結果、大量の職業病が発生したことを自己否定的に認定せざるを得ないため大きな障害となつてゐる。一般的な職場改善の運動に流れてしまうことは、そのことは、同時に

するならば、まず発生源である合理化総体明らかにしないといふ強權的でデタラメなものである。私達は、この職業病斗争を前進させようと

# 高畠全労働者会議

## 高畠交通労働組合

輸送関係とりわけバス輸送に働く労働者は

外的要求として、社会発展に伴い社会要求として益々公共性の度合が強められる。これらは実情は私達の労働を複雑にし、とくに変則労働は精神的、肉体的にリズムを狂わし、疲勞の蓄積となり、種々の疾病の要因となる。

或いは身体の欠陥に生じたる原因があるなどの様に吹聴する仲間が居る。と同時に、当局側としても「疾病の原因は本人の起因によるのだ!」と教育する中において企業合理化が急速に進み進められてきた。

その結果、私達の労働者に、高畠交通労働組合は数年前より腰痛、痔瘡等で悩まされてくる労働者を多数抱えていた。

二の実態を反映する様に、高畠交通労働組合は、即ち、経営側が罹病者に対する職業性疾病の阻止の現状は經濟斗争の様に進行し、肉体破壊につながる職業性疾病の阻止の現実を職場労働者が確認し、当局の「半人前」が怠められない状況に追いつかれているといふやられている。この現象を職場労働者が確認し、当局の「半人前」が怠められていった。

その疾患者に打し同じ労働者仲間でも、職場の労働環境の悪さによつて発生したと理解されるのでなく、本人の不養生であり、又は以前の職場により身体を悪くしていったとか、

月、当企業全労働者を対象に京都交通安全セミナーの有志の協力を得て、健康破壊の実態及び職場環境の調査を

書に依る傷病である。この様に多くの疾患有の中、労働組合のない合理化(地方自治財政の危機)が掛けられ、折角作成していった死の教室に於いて少しも対する考え方があつた。

行い運動を進めるべく取組みの最中、今迄にない合理化(地方自治財政の危機)が掛けられ、折角作成していった資料が、労働条件が大きく変更された。それが、職場環境の再調査を行なければならぬい実態にたちいだ為、やむなく運動の一時中断するにいたった。

## 当局の「私病」宣伝

### をはねみえせ

## 平野 許されぬい職業病斗争

## 雇用者に高額市の責任追及を

人自治勞之勞務本部高級市職勞組

我々は職業病斗争に  
あたり次の二とを確認

①職業病斗争は、労働者から労働力を奪うと  
いう点で労働運動の原点であり、妥協のゆる  
されない斗争である。

②線密な点検と調査を行ない、保母の労働實  
態を明らかにすること、

③④とともに、罹病者の救済、職場改善を含  
めて職場で徹底的な討論を行い、合理化斗  
争として斗うこと。

この確認にもとづき、まず罹病者救済の認定  
斗争に取り組んだ。この確認の場合、労働  
公務員の場合、労働災害・職業性疾病は、  
すべて地方公務員災害

とになるのだが、全国の職業病を斗争仲間への連帯と、国の厚生省の最低基準へせまる斗争として位置づけ基準認定斗争を取り組んだ。

本部高根市私労組補償法にもとづく基金で処理されていて、この基金はいわゆる第三者株閣であり雇用責任者の高雄市の判断及び責任は全くない。そこで雇用責任を明確に

不当な基金別

したし、基金は、  
肩腕障害の職業性疾  
病であることを認めず  
最初の認定申請より

年後にやつと一名を認定、一名を却下してキ

年後にやゝと一名を認定、一名を却下してき  
た。

二層用者はおこまでも高級市だ

我々は昭和48年度の社会福祉斗争で市独自の認定といつてゐる企業内認定を勝ち取った。この斗争の位置づけはいかに福祉職場が厚生省最低基準に規定されてゐるにせよ、雇用者たゞまで高槻市であります。高槻市の責任は決して免罪されないことを運動的に訴えた。

参考などで迫つたが、基金は、それを認める必要となり、政府の併福政策の基本に又及むることになるため、一切我々の追及を官僚的にはぬのけた。そこで現在審査請求を行なつてある。将来は訴訟にまでもち込む必要があると考えている。

業務外と反証できぬ限り業務上と認定すること。

に力關係一にもがく。完全でないにしきはば以上の3点を简便で確認し認定委員会は其足している。

定中にあつたため、労働条件改善と結びつけに反合理化斗争の展開が急務である。

まだまだ職業病が労働者の中に入り切つていなければ、もう一度いな

初步に立ち入り、斗  
いを組みなぶしてゆき  
たいと考えている。

去る3月16日、じん肺患者同盟と同日吉町支部が東京都防寒局へひしりけに、そして、昨年採より同盟ヨリヒトに丹後地方じん肺センター中毒健診の準備会、同盟を辨解して行われて、ことに糾弾した。特に、日吉町支部の被災物価者と、応援にかけつけた植田マニヨン二号机者は「現段住民を排除して健診は被災者切りそくにしない」とか、「このふつに、その結果、防寒局は謝罪を余儀なく

層バツローレーに。連絡  
互通話ハレハ深部行医  
師会は、一、回體造化  
しの2名の医師を連絡  
團に加える。二、被誘  
については現地住民と

日吉町

翌17日に同  
場裏面・医師團の  
立設定することを  
しに。  
17日の立考で、現  
民財政の請願は一  
向で、何の役にも立  
こいなからにのとあ  
にだ医者の要味本位  
はい精空根旨の実現

そこで、患者同盟は、再度、前記した2つの要求をつきつけ、22日までに回答することと約束させた。患者同盟は「住民の 권리の擁護」という基本姿勢をつづり込み、島田に手紙を通し、島田によつては26・27日の連絡会にて止させることを、のうとに聽んでいる。(その点、医師会は2つの要求を拒否しておいた)。脊椎高一医師会幹部に全力を集中して抗議せばならない。

# 前線力5

甲 六

## 労使協定改定阻止を決議

労使協定改定阻止討論集会

つぎ、これに対しと銃口提起があり、討議集会の総意として改定反論があつたが、賄賂止のためには斗うことを申し合ひ、中央労行政の反動化に対し斗うことと総評としても斗うことと明瞭かにした。

「労働行政の階級的評議」についてであり、「労基局は反動権力の手先であり、徹底的に対決せよ」の発言が相

今ひとつは、労災補償法の「改正」をめぐつて中央總評は「前進」と提起したが、被災労働者をつづみ斗う部隊より、「改悪」である

尚、北摂労取対課事務局長は、オ三分科会「予防と労働組合の斗い」に助言者として参加した。この集会は田中事務局長は、オ三分科会「予防と労働組合の斗い」に助言者として参加した。

六日から二七日にかけて開西香川共斗委員会主催による「労災問題」が開業病斗争、闘争、運動プロツク討論集会しが立ら、全港湾労災弘業

去る3月9日、全港湾26音頭討論集会に立ち、全国交流集会が静岡県原湯温泉にて行められた。関西地方からは沿岸南北支部・神戸支部が30名の動員で参加

兵庫県六甲にありて開催された。

労災問題に関する開西的な集会はこれが初めてであり、参加者は全関西の各府県評議下りあり参加し、熱心な討論が行められた。特に議論されたのは

毎年香川委員会の活動報告

岡 静



全國労

は参考労働者の注目を集めめた。上組のじん肺斗争にはじまり、神崎港運・太正港運の斗い

にによるべく努めてきた。この集会は開港以来、全国的に拡大も

した。集会は関西の斗争の経過は一つ一つ武器として、戦略的に

の斗争を審査に繰り返していこうとした

として米穀運送の睡病

港湾合理化と対決する

うな機会を通じて

労災問題が

開港以来、全国的に拡大も

東大阪

# 部落差別を許すな!

## 解放同盟北条支部 東大阪労基を糾弾・

部落解放同盟大阪府連北条支部は、同支部員Nさんが今から4年前に、労災が治つていないうちにモカカウラズ、一方的に補償を打ち切られ、その後家族が生活保護の対象にさせられることを取り上げ、東大阪労基署と交渉を続けてきた。

東大阪労基署ははじめ、部落解放同盟が向題にしていることを單なる法手続上の問題であるとか、障害等級に対する不服の問題として理解しきりたのである。しかし3月11日、

解放同盟の徹底的な追及に対し、労働行政として部落問題を理解して企業生のために、労働基準法をはじめ、労災

モカカウラズの労災打切に対するは、行政の労働者擁護の立場が欠落していったことを謝罪し、早急に救済することを確約した。

**提  
北  
ギ  
リ  
ク  
リ  
賛  
業  
務  
に  
反**

北合同高槻支部は被災労働者のさんの労災職業病斗争に取り組んでいる。

○さんは今から4年にもモカカウラズ、労基署は労災認定をせず放置し、しかも企業のデータ×な示談書に同意する決意である。

1月から、全金や社会に役立つ診療所を、といふ活動が続けられており。この活動は昨年ターメンバーと南大阪労働者を中心に関西労働者安全センターのメンバーと南大阪に労災職業病斗争に受けはじめまり、労災

1月から、全金や社会に役立つ診療所を、といふ活動が続けられており。この活動は昨年ターメンバーと南大阪労働者を中心に関西労働者安全センターのメンバーと南大阪に労災職業病斗争に受けはじめまり、労災

進む診療所

ぐくり

南大阪

# 北根抗争取締幹事会

## 二つ西島労組と交流

書記長首切と云業病の根柢は同じ

三月六日 北根労職

西島では八年前、永良さん(臨時工)とい

打幹事会は、山野書記長不當首切り反対斗争を斗う全金西島労組を訪れ、共斗の決意を述べるとともに「命と労働の権利を守る斗い」への決起を訴えた。

全金西島労組へ組合員数約八百名)は次に

西島資本は七年春斗島の幹事団体である。

“金造船船場へじん肺法適用を

2.17 墓斗争・相みめらすの  
反動労基

2月17日、佐野安分、じん肺法適用→造船

記長の暴力行為を今年に

の國交時のトラブルを利用し、労組の山野書記長の暴力行為を今年になつてデマをあげて解雇し、組織破壊をぬらしてきた。

阪筋電気労組への堂での連絡協議への4回認定とある。

大阪南

職業病學習会を開催しようとしたが、今回の不當首切の張本人である佐藤總務部長は「会社設備の使用を認めない。もし、豊田をあくまで招くのならピケをはてでも阻止する」と

うじん肺患者が自殺しており、鑄物工場には当時二ヶタの肺結核の要精査者や、じん肺患者がいる。三年前、労組では、北根労職の豊田事務局長を招いて

西島では、集会を流されたり。西島労組では「不当解雇と労災慰謝金をもとに再度審査をしてでも阻止する」としてはあくまで資料は医に一応は差す。といた全く誠意のない態度を局はとり、(1)に至ってはあくまで資料は教えられないと突っぱぬた。昨年采の労基の政だと大日の文添集会で移に労災斗争に立ち上こうとしている。

③労災被災者の解雇に対する局の姿勢について

④会社への指導

⑤につけば、「言うだけは言つてみる」。

だけは言つてみる。②に付しても松浦医師の意見をもとに再度審査をして、一度審査に付した。

③に付けては、「(1)に至ってはあくまで資料は教えられないと突っぱぬた。昨年采の労基の政だと大日の文添集会で移に労災斗争に立ち上こうとしている。」

明らかになり、参加者

全員引き続いでの斗争を認めて、次回文

涉の約束をさせて

立歩を終えた。

## 腰痛症 頸腕も夕発

3月 日・懶しい間  
病氣を除けておられた  
南さんは御邪をこじ  
らす。肺炎を併發して  
突然死の報が来た。  
昭和43年 暖回送に  
入社以来、  
塩粉塵が雪  
の様にふり  
そそぐ職場で、一週間  
も休めばすぐ首になら  
といつ過酷な労務管理  
の下で働かされ、腎炎  
を患つても全く休み不

生後第三年秋節  
回送り候ひ。左母  
日。母の心が遠慮に  
ある事多き。方を照

に起のう水でリテサ。

かゆみが多くの人々に  
認のうれし。又 全身的  
な疲労も7割の人が説  
えています。しかし  
幸いなことに、高血圧  
や腎臓病は比較的軽度  
であつた。

要求、粉じんにつりて  
は粉じん抑制装置の設  
置等、を要求して今後  
取り組んでいくことが  
確認され、現在分合を  
中止にどの癡癆が追め  
らなくていい。

と小さく、多量の癌を過  
度に吸入し続けたため、  
弱冠は急速に進行し、  
遂に青年冬には全く癌  
の動きなくななり。

といふ。もとより癌を連  
せ入し抜けたため、  
脳炎は急速に進行し、  
遂に毎年冬には全く曾  
職の物にならなくなり、  
由年3月以来連日の頭  
痛を勝ち取り、二の枕  
間の動揺にて左之られ  
てさんは癌といふ病生  
湯を絶げて、  
られました。

關西勞仇者安全也。多

人工腎臓に頼る他生きる道がなくなる程悪化させられてしるいまして、分会では兩さんの腎不全は勇慧だとして

全セミナー 南さんを尊ってゆきました

3月 日・腰とい同  
病院の腰痛と心臓病  
の原因は、せんべり年には  
腰痛といふ。  
その結果、企業に対する  
心・方針の変更通りの  
機会を得たので、腰痛  
医生病と分らぬでこの  
施設を1月20日に実施  
に至り遂に

といふ。もとより場を過  
り吸入し抜けたため、  
脳炎は急速に進行し、  
遂に44年冬には全く知  
能の動也不能となり、

昨年3月以来毎日の體調  
は著しく悪化を経て今更に  
足を踏み出せ。二の脚  
向の筋肉に至らか  
南さんは癌といふ病生  
湯を呑けて  
られました。  
あさり

# 勞工保険制度の改定

今年2月11日、政府自民党政権は労働者災害補償保険法（労災保険法）改悪のための修正法案を提出した。この法案の内容については以下簡単に説明するが、日経連に代表される独占資本家の「成長時代」の労働政策（余剰人員の整理（首切り）、）を忠実に推進するための法案である。私達はこの反動法案阻止の斗争をくり広げ被災労働者を少しずて政策を撤回させよう。

等を図り、もつて労働者の福新の増進に寄与する」と書ひられてある。二の文面のみを見れば、新法はどれほど労働者のために作られているかと多くの人々は期待するわけである。

また、第2条の2として、  
各の目的を達成するため、労  
働者の負傷・疾病・死  
亡に関して保険給付を行なは  
せし労働福祉事業を行うこと  
ができる。  
る」とされ、二つまた、今まで  
以上に保険金をとれるだけでは  
なく、何とかばらし医療設備を  
提供していくものという期待  
を与えていく。

され、事で  
着飾られに去案

改悪案の第一条の中に「労働者の負傷・疾病・廢疾・死亡に対する必要な保険給付を行なう」と、当該への労災や通勤災害に対する労働者及びその遺族の保護・適正な労働条件の確保

給付内容の改善の中、隠されていいる陰謀

給付基準日額の計算の内容は平均賃金の算定の場合病院に行

前前に自宅で休業する労働者の場合は手続き上はその休業も平均賃金算定の中で私事として取りあつかわれるため給付額は低いものになる。また、パートやアルバイトの場合、労災になつた時は給付金は3ヶ月の収入を労働日数で割り6割をかけるため、これまた低いものになる。こうした現実を、改悪法案は不適当でないと認めらるときは、労働省令で定める内容で算定するとしてある。またスライド制に廻しても今まで賃金水準の20名以上が1月なら12月の間に上げに場合にスライドする事に現在法ではなつているが、改悪案では4月から3月という春回り賃金上げが行わる年度単位にして10%を超えた場合に改めている。これはあくまでも休業補償給付を除くあいまいなものである。いざれにしても、この2つを取つてみると何々給付金の取り分が増えたかの様に見えるが、実はそうではない。

この改悪法案の中に、今までありた長期療養給付を廃止して確

	現 法	改 案	比 較
一年 六ヶ月 内	首切り不可 治療費全額  休業補償 6割 特別支給 2割 合計 8割	左と同じ	
同 上	一級 首切り 可 治療費 全額 280日分	首切り可 -12日 4%	
一年 六ヶ月 以上	365 × 80% = 292日分	二級 首切り 可 治療費 全額 248日分	首切り可 -44日 15%
長期傷病補償給付	三級 首切り 可 治療費 全額 219日分	首切り可 -73日 25%	

害補償年金をもうけている。これは今まで3年間休業補償と治療補償ができていたもの。1年6ヶ月にちぎめ、しだれもそれ以上労災の治らない人には首切りしてても良い様にした上に、また治療費は今までの様に全額出して

も休業補償を年金にするもので、実質は今までの補償額よりも一段階にランクされた人でさえ4%ぐらい低くなり、また三級の人では25名も危くなるものである。その結果を表示する。(表①)

この改悪法案の中には傷病補償年金制度が長期傷病補償給付制度に取って代わる事である。今まで労働者は休業補償で首切りされないで5年だろうと10年だらうと治療をつづけている。しかし、傷病補償年金制度負傷または疾病が治つてない限りは、二つは

## ▼ 傷病補償年金制度

この様に1年6ヶ月以上治らなければ労働者はいつでも首切りはできない事や、また労働省も出し方しみで休業補償はなるだけ削除するというきわめて不当な改悪内容である。いくらスライド制が変わろうとも、給付基礎日額の改良でごまかそうとしてもこんな小っぽけなアレ玉で首に話であります。たける事は虫が良すぎる。

1年6ヶ月以上の被災労働者は  
ヨハニこの傷病補償年金制度  
に合意的に改められる事になる。  
しかもこの傷病補償年金を受け  
取る労働者は改悪案19条に  
よって「労基法第19条第1項の  
規定の適用は……」打切補償を支  
払うものとする」と表現され

さようには、いつも企業は首切りでござるという法律である。頭  
腕・腰痛・有様溶剤中毒・重金属中毒・ムチ打ち・白ろう病等  
職業病被災者を1年6ヶ月で着実に首切るという事尽可能にし  
た制度こそ、この傷病補償年金制度である。

労基法を改悪し、使用者責任をなくす悪法▲

昭和48年に開催された労災保険改正に際する要望を出した。この中で、まず主張した頃には「労基法における労災及び通勤災害に関する使用者の民事責任を免除する事」であった。

使用者責任を労災保険法で骨抜きにし、こんどは労基法96条まで大胆にも書きかえようとしている。企業は何人労働者を負傷させようと、労働者が治療のために休業する権利さえ労働者から奪い取ることになるのだ。

労基法76条にある、企業主の休業補償に対する責任と、すべて労災保険法の休業補償給付内容

▼改悪阻止に立ち上ろう



主国体と革新政党の支援なくして  
ても不可能である。  
また、職場の中で弱い組合は  
76春斗以後、企業と交渉して労  
災保険法が改悪されても首切り  
させない企業内補償を斗争した  
う。そして職場の中から、地域  
の中々から反動化しつつある自民  
党政権に対する斗争をつくり出  
していこう!!  
(詳細については後日安全セン  
ターで資料をつくる予定)

労基法内の「使用者」を「政  
府」に、「休業補償」を「休業  
補償給付」に書き換えていけるの

西労働者安全センターは3月17日、組織的に改善阻止の斗争に起ちあがる事を決定した。この斗争は多くの労働者が争うとしては不可能である。なぜ

# 通すやく 国際化

## 私場から山緑のジンバウ

ヒント産業の海外進出と全金山緑のボーナス

セシイ合規化と  
ボーナス全金山緑

この不況下で資本家の  
破産攻撃をはね返し  
会社の財産譲渡を確認  
させ、自主管理を行つ  
て、この組合がある全金  
京滋地本の山緑支部が  
それだ。連日の団交で  
山緑資本の自己破産申  
請をとり下げさせたと  
の日から、組合執行部  
は山緑をじうしていく  
のかといふ問題に直面  
した。

そもそも山緑は古い  
織機メーカー（労働者  
数40名余り）で、その  
した。

しかし、鐘紡がダメ  
となつたことで、他に  
は前から取引のある西  
陣への仕事しかなく、  
それではどこも40名が  
生きていいくことができ  
なかつた。それ故、全  
金の指導で緊急対策  
として25名が離職し失

仕事の割合は鐘紡の機  
械一般に依存していた。  
が、ここ数年前からの  
継続不況で鐘紡の京都  
工場の閉鎖という事態  
を迎へ、74年5月山緑  
資本側は工場閉鎖・全  
員解雇といふ攻撃をか  
けたが、組合はその斗  
争に勝利したのであ  
た。

しかし、鐘紡がダメ  
となつたことで、他に  
は前から取引のある西  
陣への仕事しかなく、  
それではどこも40名が  
生きていいくことができ  
なかつた。それ故、全  
金の指導で緊急対策  
として25名が離職し失

業保険を受け、しばらく  
は残る15名が西陣の  
仕事で食いつなぎ、労  
働権として取つていい  
に土地工場を売つて全  
組合員で分けるといつ  
てこじが当面の方針とな  
つていた。

予備知識はだいたい  
以上で、山緑へ話を聞  
きに行つた。

そこで組合員の方と  
話しをしたが、いくつ  
かの点について思うと  
ころがあつた。

山緑本に「山緑本  
鐘紡にボーナスが付く

中で確実な労働者の意  
識の変化がない限り、  
会社をのつとつても元  
のもくあめだとりうこ  
と、つまり生き続ける  
ためには会社を経営せ  
ざるを得ない（この資  
本主義社会の中での  
新しい会社をつく  
るだけに終るか、会社  
をつぶして別の会社に  
勤めるしかないことにな  
つてしまつ。その時  
労働者の意識変化が行  
われていれば斗争をま  
た始められると思うの  
だが、

山緑の経営者も、織維関係は利潤も少いといふ理由で一般機械へ手を広げていた時期があつたという。鐘紡の包装機械をしばらく続けても、技術が難しり上設備投資を怠つていた故にコスト高となり、他社に受注をとられて

しまつていた。また組関係の技術を生かして大阪機工の下請もやつたが、大阪機工は難國へ合併会社を作つてしまつて、ついに鐘紡に頼らざるをえなくなつていった所へ鐘紡の京面を迎え、副産に至つたといふ話であつた。

纖維がどうなら、纖維機械もまた同じことで纖維業界の不況から国内での市場を失ったことにより、現在では輸出に頼らざるを之なくなり、生産の8割を輸出してくる。例えば津田駒工業へ北陸の纖維機械大手メー カー は

既に仕掛けられていた  
アジアの人達は、労  
働者はストを、人民は  
不買運動・公害追放と  
斗つてゐる報せが届く。  
さて私達は何をなす  
べきか

資本側は自らの利潤追求活動により不況をつくり出し、これを機に業界再編成、構造改革・合理化をもくろんでいる。そのかげには山緑のようにスワラツプされていく労働者がいる。

トヨタ、トヨタ、トヨタ

さて、この織維機械業界の現状等を調べると、60年代半ば、高度経済成長華やかなりしころから、資本は、より多くの利潤を求めて開発途上国への進出を盛んに行つてきました。例えば織維関係では、韓国・台湾・香港・タイ・フィリピン・マレーシア・インドネシアへと、現在では、東南アジアで育った日系織維業の製品が日本へ逆輸出され、数年前からこの不況は日本の大資本が作り出したものであり、その後に、は低賃金・劣悪な労働条件で搾取されており、アジアの労働者達がい

こうして日本資本の開発途上国進出の戦略を見ていくと、私達や山緑の人達への不況という弾圧・しのつけは、そのあらましが見えてくる。山緑の倒産は10年以上前に大資本の海外侵略を始めた時に

〔 教師先・銀幕正演区  
把群頭大樂曲42・中日大  
1-11月1・全金子競技場

# 社会主義思想の確立めざして

## 要は思想改造と

## 大衆路線

### 全港汽船南支部安全委員会

合内部において、团结の斗いをもつて寝食を忘れて斗つた同志を忘れることはできない。特に港湾における労災・職業病の斗いは敵の妨害もあること

ながら、労働者の長い歴史の中で植えつけられた思想を改造する斗いであるし、今後も思想改造の斗いがこの斗いの中心となるであろう。

## 実る老組合の熱意

沿岸南支部安全衛生委員会の発足はある老組合員の執拗な頑固な奉仕の思想が沿岸南支部の幹部、大衆を自覚めさせ、企業に対する斗いへと發展し、現在に引継がれている。安全衛生委員会は発足から現在までスムーズに発展・強化されたのではなく、幾多の困難な状況もあり、有名無実の期間があつた事も度々であった。

現在、沿岸南支部安全衛生委員会は勝利のうちに前進している。

だが、現在の勝利へ神崎港運

の破滅、川氏の労災認定、上組じん肺斗争、日本塩回送のじん肺

病の労災認定、大正港運の腰胸

の労災認定等その他、及び階級斗争としての労災・職業病斗争の位置づけは関西労働者安

全セクターを中心とする医師・法

学生の支援と連帯が大きくなり重を占めており、地域の斗う仲間との共斗が実を結んだ成果である事は明白であるが、労働組

当初は、安全帽、安全靴の着

用、職場の整理・整頓等であり、労災・職業病を専門的より地久く見直し、労働者の命と健康を徹底的に守る斗いを組織するため、安全衛生委員会の発足に貢献した老組合員が医師・法学生との連帯を深める活動を開始したが、医師・法学生等は港澳労働者とは別世界の人間でありう労働組合運動にとつて方

ラスにならないしとの考え方だ

組合幹部の中に多く、老組合員

の運動の足といつぱる事かあ?

からみて必然的なものである事

而所、労働者の唯一の資産、

としての組織」であるとは言え

三田が想ひ習むる幹部

思想の欠如によるものである事は明白であり、思想改造の斗争が弱く、経済斗争に重点を下している事によるものであるのは疑いのないものであろう。ここに大衆路線の欠如があるのである。

沿岸南支部安全衛生委員会は  
二のよきな思想改造斗争を斗う  
労働組合組織の一部門として、  
事物の労働者の命と健康を守る  
を対象に大衆斗争、路線をうち  
たため、社会体制変革の先頭部  
隊としての役割を果す任務を与  
えられている事を自覚している。

港湾に於ける労働者の過去の思想は「労働量と能率の競争」であり、労災は労働していれば起るものであつたし、職業病は体質の弱い者のみなるものであつたのであるから、労働と労災・職業病の医学的・階級的見地なら因果関係を労働者の言葉で教宣しなければならず、その上につて、大衆を思いきり斗いに立ちあがらせる指導を大衆に依拠して行い広汎な斗う仲間と連帯できる取組みを大衆と共に幹部が斗つてこそ、眞の大衆路線が生れ、階級思想が確立するのである事を安全衛生委員会は方針としている。

だが、現在の労働組合の幹部には、大衆を思ひきり立ちあがらせる事を躊躇する考え方があつてゐる事もいさめない事実である。

港湾労働者は命と健康を守る  
斗争の中からこそ、階級思想の  
発揚がある事を組合幹部が思想  
として確立する事が急務であり  
安全衛生委員会は労働組合の幹  
部の思想学習の学校として大い  
に利用でこそるようにしなければ  
ならぬと考えてゐる。

港湾に於ける労働者の過去の思想は「労働量と能率の競争」であり、労災は労働していれば起るものであつたし、職業病は体質の弱い者のみなるものであつたのであるから、労働と労災・職業病の医学的・階級的見地なら因果関係を労働者の言葉で教宣しなければならず、その上につて、大衆を思いきり斗いに立ちあがらせる指導を大衆に依拠して行い広汎な斗う仲間と連帯できる取組みを大衆と共に幹部が斗つてこそ、眞の大衆路線が生れ、階級思想が確立するのである事を安全衛生委員会は方針としている。

だが、現在の労働組合の幹部には、大衆を思ひきり立ちあがらせる事を躊躇する考え方があつてゐる事もいさめない事実である。

港湾労働者は命と健康を守る  
斗いの中からこそ、階級思想の  
発揚がある事を組合幹部が思想  
として確立する事が急務であり  
安全衛生委員会は労働組合の幹  
部の思想學習の学校として大い  
に利用でさるようにななければ  
ならないと考えてゐる。  
このような経過、方針をふま  
え、沿岸南支部安全衛生委員会  
は「港湾病」を職業病として認  
定させる斗いを継続、發展させ  
るために、現在、大阪米穀運送  
に於ける職業病（腰痛を中心と  
する全身に亘る傷害・疾病）を  
とさせる等の斗いを強化してお  
り、この斗いが、合理化、勞  
働条件の向上等の斗いであると  
確信し、今後も斗い続けるであ  
ろう。

我々港湾労働者が体制変革のある事は、島国日本「無資源国日本」→貿易国日本」の状況

港湾に於ける労働者の過去の思想は「労働量と能率の競争」であり、労災は労働していれば起るものであつたし、職業病は体質の弱い者のみなるものであつたのであるから、労働と労災・職業病の医学的・階級的見地なら因果関係を労働者の言葉で教宣しなければならず、その上につて、大衆を思いきり斗いに立ちあがらせる指導を大衆に依拠して行い広汎な斗う仲間と連帯できる取組みを大衆と共に幹部が斗つてこそ、眞の大衆路線が生れ、階級思想が確立するのである事を安全衛生委員会は方針としている。

だが、現在の労働組合の幹部には、大衆を思ひきり立ちあがらせる事を躊躇する考え方があつてゐる事もいさめない事実である。

# 研究室を足場にした 反労災・職業病、公害斗争

その5

## 合理化病の典型

### 腰 痛 症

近年、名産業、職場での機械化・合理化にともなって、腰痛症に苦しむ労働者が次第にふえて来ている。労働の機械化、省力化によつて、一見、重筋肉労働から解放されて来ているよう見えるにもかかわらず、腰痛症がふえている主要な原因こそは、高度経済成長以後の、猛烈な資本主義的合理化にほかなりない。このような職業性腰痛症は、頸肩腕障害などと共に、職業性運動器障害と構成していふといふことでも、その予防と対策の取組みは、今日の労働者の健康を守る斗いの大半

い課題となりつつある。今回は、我々が取り組んでいく腰痛症の斗いの中から、いくつかを紹介したい。

## 建設労働者の腰痛症

### 生存かけた斗いに

建設労働者へ大工・左官などと組織している全建総連の職業病斗争は、昭和二十年代からの昭和三十五年以降、高度経済成長政策がもたらした「建設スマッシュ」の中での職場の合理化。

悪、抑制通用廢止の攻撃は、單に健康問題のみにとどまらず、全連続の組織破壊攻撃にその本質があり、この攻撃を受け止め設立していく斗いの中で、生命と健康の問題が労働者の「権利斗争の課題」として強く認識されて行つたものと考えられる。この頃から岡山県においては、数千名の労働者の腰痛症を中心とした健診断、建設労働のイムスタディが積みあげられ、引き続いて労災認定斗争が推進された。その後、今日までに、岡山県内で二十数名の業務外とされた例は二名)、全国で約六十名の労災認定が獲得されてきており、「建設労働にもとづく、けい肺斗争、有機溶剤中毒に対する取組みから始まつた。昭和三十五年以降、高度経済成長政策がもたらした「建設スマッシュ」の中での職場の合理化。しかし、建設労働者は一人親方が多く、腰痛症の予防対策は他産業と比べて非常に困難である。さらに、労災認定を獲得し

に場合でも、労災保険の特別加入という制約上、休業補償は著しく低廉であり、従つて労災認定斗争の経済斗争としての基盤は本来非常に低い。それ故に、労災認定斗争は「権利斗争」として進められざるを得ず、また現実にその方向で推進されて來ている。その労働の性格上から

も、また組織的にも労働組合としての多くの弱点を宿命的に背負っている建設労働者であるといえるにもかかわらず、すでに十年来、「生存権斗争」がねばり強く続けられているという点は、今日の労働運動において学ぶべき教訓を多く示しているといえよう。

## 電気工業労働者の腰痛症

電力産業が基幹産業の確固とした一部門であるのに對して、送・配電を担当する電気工事労働はその下請けであり、労働集約的性格が非常に強い。その代表的職種である外線工事部内は、炎暑や酷暑の中で常に感電死の危険を伴う電柱上に登つて、胴綱によつて腰部を電柱にしばりつけ、ぬなりの重量物を取り扱うことを強制されてゐる。従つて、近年の電力消費量の急増に伴つて、労働量と労働密度が著増して、労災事故や腰痛症などが多く発するようになつたことは

## 若年層に発生

必然的な結果であった。  
中國地方の六千余名のアンケート調査の結果、腰痛有訴率へ過去一ヶ月間に腰痛を訴えた者は全体で三八・七%、外線では奥に、六二・二名にも達し、明らかに腰痛多発職場（職種）は、中国地方の六千余名のアンケート調査の結果、腰痛有訴率へ過去一ヶ月間に腰痛を訴えた者は全体で三八・七%、外線では奥に、六二・二名にも達し、明らかに腰痛多発職場（職種）は、中国地方の六千余名のアンケート調査の結果、腰痛有訴率へ過去一ヶ月間に腰痛を訴えた者は全体で三八・七%、外線では奥に、六二・二名にも達し、明らかに腰痛多発職場（職種）は、

く方向で進められなければならぬに、その根本的な原因である、不合理化・労働強化を止めさせ、また休養できる条件を作つて行く方向で進められなければならぬに、その根本的な原因である、不合理化・労働強化を止めさせ、また休養できる条件を作つて行なつた。

腰痛症の労災斗争は、このよ

うに、現在、四名が労災として認定された段階である。今後も引き続き認定要求斗争が組まれ、腰痛症患者の労災認定斗争を行なつた、近年の機械化・合理化に伴う方針であるが、單に認定要求にとどまらず、根本的な対策をいかに実現させて行くかが最も重要な課題である。

イテ!



コンクシヨー!

## 運輸労働者の腰痛症

### 深刻な実態

兵庫県下のN運輸労働者約二千名のアンケート調査を行つた結果、腰痛有訴率は全体で四四・五%、フオーワクリフト運転手では五三・四～五三・七%に達しており、運輸労働者の腰痛症は深刻な実態にあることがわかつた。年令別にみると、三十台と三十五台とはじめ「働き盛り」の労働者に多発しており、また全身的な疲労症状も同様である。

同労組では、従来から腰痛症対策の一環として、フオーワクリフトの構造上の改良、運転時間の制限、運転手の能率給、歩合給の縮少、職場体操の実施などとの方法を追求されてきているが、現在これら運動の一部として労災認定要求斗争に取り組んでいる途中である。

いやゆる「不況」下における労働条件の改悪の動き、「福祉見なし」の動きの中で、最も

その影響を強く受けていける運輸部内において、今後「生存権としていかが向かっている。

### 労災実態を無視した データによる認定基準

最後に、これらの労組の腰痛症労災認定斗争の中で明白になつた点であるが、労基署の業務上・外判断の基準・根柢は全く各府県でバラバラで支離滅裂で

## 編集後記

毎月の事であるが、二月の後記を書く時は、兵庫誌づくりのドサツの中。手書きから「印刷」へ一番元しい時である。今日は教宣部長が自然気味で倒れたが、一層である。そこで、「紙面清净化」の波におしおけられていきた。

(以上)の各斗争の詳細については、次のものを参照のこと。  
1. 中国電気工事労働組合・中工労報、七三年一二月号「腰痛特集」  
2. 全建總連社会保障対策部・腰痛全労災認定をなさるための  
3. 全日通効労組合兵庫県支部・腰痛上・外判断の基準・根柢は全く  
4. 痛症等労災認定斗争資料  
七五年一〇月 柳樂記

アリ、早急に対応策を討議して行く必要があると思われる。